

外交・デジタル・地方創生

財務省

2023年10月27日

1. 外交

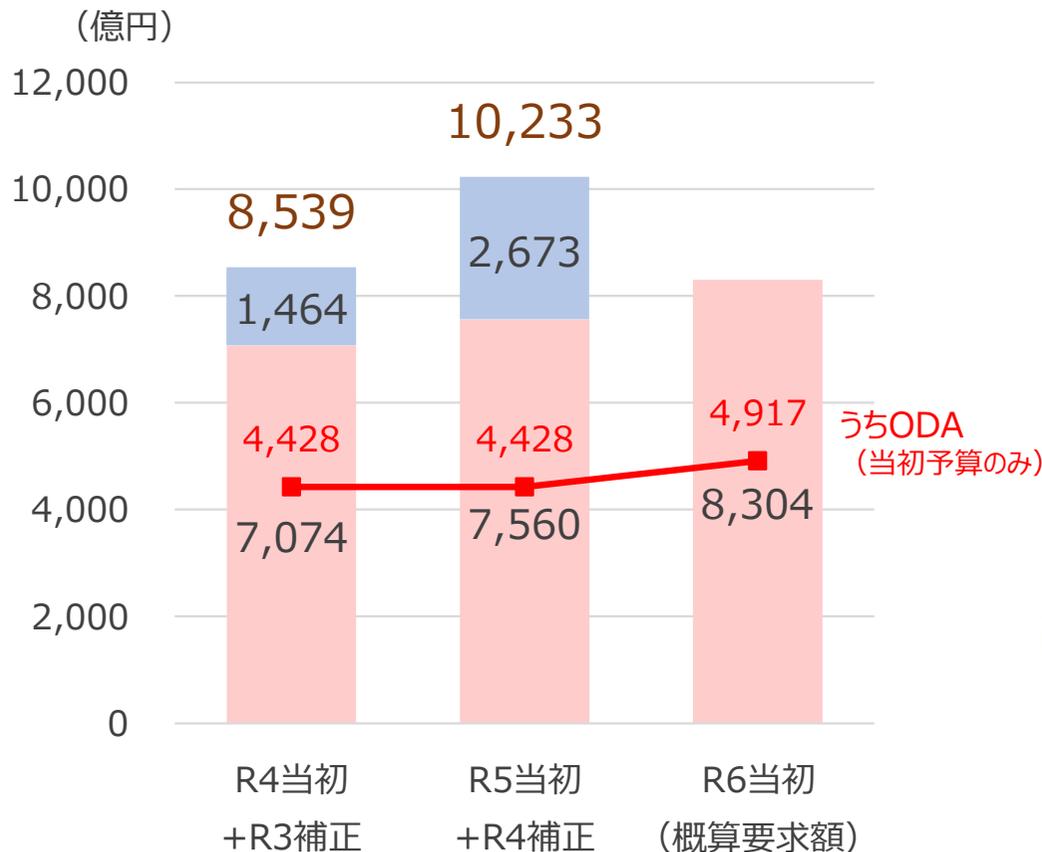
2. デジタル

3. 地方創生

外務省予算（令和6年度概算要求）のポイント

- 我が国を取り巻く安全保障情勢が厳しさを増す中、防衛力の抜本的強化と並び**外交体制の強化も課題**となり、足下の外交予算は拡充傾向。特に令和5年度当初予算+令和4年度補正予算は、①G7サミット議長国、②ウクライナ支援等への対応、③円安・海外現地物価高への対応もあり、湾岸戦争以来最大となる1兆円超を措置。
- **令和6年度概算要求においても、厳しい安全保障情勢は変わらず**。また、①ウクライナへの侵攻の継続・権威主義国家への対応、②ALPS処理水に見られる偽情報への対応、③円安・海外現地物価高といった課題も引き続き対応が必要。

R6概算要求の全体像



R6概算要求の主なポイント

1. 国家安全保障戦略の実施

- 情報セキュリティ基盤の強化
- 情報戦への対応（偽情報の拡散への対抗）
- ODAやOSA（政府安全保障能力強化支援）の戦略的活用

2. 海外での邦人保護、危機管理の強化

- 平時から緊急時までの邦人保護
- 危険地域における施設の安全対策や警備体制の強化

3. 日本企業の海外展開の支援

- オファー型協力のODA等を新たに実施
- 農林水産品やインフラの海外輸出

「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)

- 我が国は従来「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP: Free and Open Indo-Pacific)の実現に向けて、価値観を共有する国々との連携を維持・強化してきた。

「地球儀を俯瞰する外交」

国際協調主義に基づく「積極的平和主義」

安倍政権の実績を踏まえ、これらの外交コンセプトを更に発展させる

自由で開かれたインド太平洋

国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、

「2つの大陸」：成長著しい「アジア」と潜在力溢れる「アフリカ」

「2つの大洋」：自由で開かれた「太平洋」と「インド洋」

の交わりにより生まれるダイナミズム

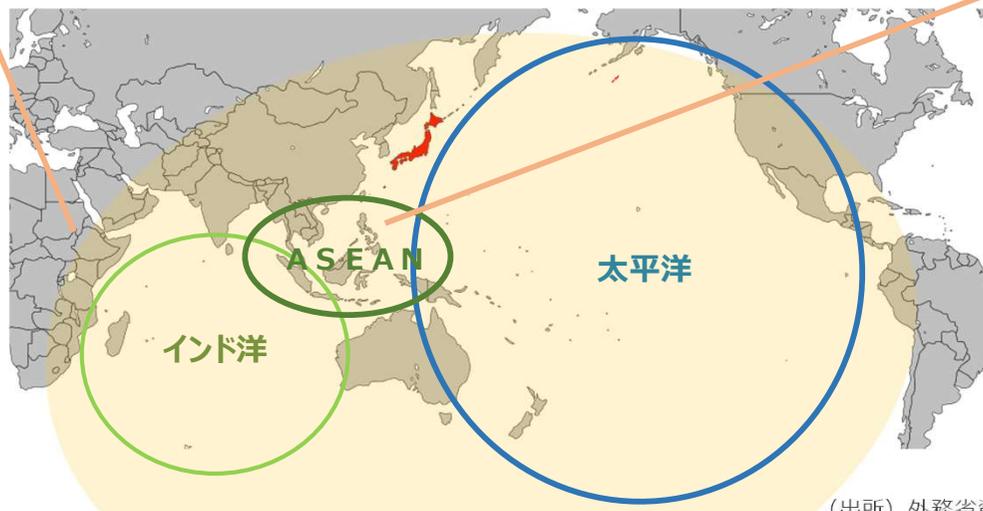
⇒ これらを一体として捉えることで、新たな日本外交の地平を切り拓く

アフリカ

- 高い潜在性
 - ・人口約13億人（世界の17%）
→2050年には25億人との予測
 - ・面積3000万km²（世界の22%）
 - ・高い経済成長率（2000~16年の平均は4.8%）
 - ・豊富な資源と有望な市場
- ⇒「成長大陸」として飛躍する中、貧困・テロ等の課題あり

アフリカ諸国に対し、開発面に加えて政治面・ガバナンス面でも、押しつけや介入ではなく、オーナーシップを尊重した国造り支援を行う

◆インド太平洋地域は、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害、現状変更等の様々な脅威に直面。このような状況下において、日本は、法の支配を含むルールに基づく国際秩序の確保、航行の自由、紛争の平和的解決、自由貿易の推進を通じて、インド太平洋を「国際公共財」として自由で開かれたものとする事で、この地域における平和、安定、繁栄の促進を目指す。



(出所) 外務省資料

アジア

- 東南アジア及び南アジアでは民主主義・法の支配・市場経済が根付き、自信・責任・リーダーシップの目覚めあり
- ⇒ 今や「世界の主役」たるアジアの成功を、自由で開かれたインド太平洋を通じてアフリカに広げ、その潜在力を引き出す

ASEAN地域の連結性を向上させることで、質の高いインフラ整備、貿易・投資の促進、ビジネス環境整備、人材育成強化を図る。ASEANの成功を、中東・アフリカ等の地域に広げる

我が国を取り巻く国際情勢と課題

- ロシアのウクライナ侵略等に現れているように**国際社会は歴史の転換点にあり、協調の世界を目指した流れとは異なる、分断や対立といった動きも生じている**状況。
- 自由で開かれた秩序の下、平和で安定した国際社会を構築することは国益に直結。その際、近年存在感を増している**グローバルサウス諸国との関係強化も重要**であり、**あらゆる外交手段を効果的に使っていくことが求められる**。

ウクライナ

- ロシアのウクライナ侵略は長期化。G7では、侵略を国際社会の基本的な原則に違反する脅威と捉え、国際秩序の堅持に向けた結束強化を表明。
- ⇒ ウクライナの反転攻勢が難航する中で、**G7を中心に支援を継続することにコミット**。
- ⇒ 日本の支援は人道・財政支援等に限定。**喫緊の人道・復旧ニーズ**、政府を持続可能とするために必要な**財政支援**、中長期的目線で必要となる**復興支援**について、引き続き対応する必要。

東シナ海

- FOIPのビジョンの下、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の実現、**地域の平和と安定の確保は、我が国の安全保障にとって死活的に重要**。
- 他方で現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項（東シナ海、南シナ海等における、力による一方的な現状変更の試みを強化等）

中東

- パレスチナ武装勢力がイスラエルを攻撃。イスラエル側は「戦争状態」を宣言。
- 各国はイスラエルに対する攻撃を非難し、国連安保理では理事国がハマスを名指しで非難。
- ガザ地区等の危険レベルを引き上げ、**邦人保護**も求められる状況。

グローバルサウス

- ウクライナ侵略を契機に世界の分断が顕在化し、多様な価値観や様々な特色を持った国の力が相対的に増大。
- いわゆる「グローバル・サウス（新興国・途上国）」との連携がますます重要。
- ⇒ グローバルサウスは、自然災害や紛争・難民問題等、**個々の緊急課題に直面**する国々が多いことから、**社会環境の安定化支援**も重要。
- ⇒ 同時に、**日本の経済成長や経済安全保障等の観点からの関与**も進める必要。

開発協力大綱の改定（令和5年6月）

- こうした厳しい国際情勢も踏まえ、今般の開発協力大綱の改定では、我が国ODAについて、複合的危機に直面する国際社会において、**平和で安定した国際社会の形成とともに国益の実現にも貢献するため、開発協力を一層効果的・戦略的に活用する方針**が掲げられている。
- 具体的な実施面では、民間企業等の様々な主体との連携を強化すること、**オファー型協力による戦略性の強化**を図ること等とされており、**これらの効果的活用が期待される。**

開発協力大綱の概要

（出所）「開発協力大綱～自由で開かれた世界の持続可能な発展に向けた日本の貢献～」
（令和5年6月9日閣議決定）

I. 基本的考え方

1. 策定の趣旨・背景

- 国際社会は歴史的な転換期にあり、複合的危機に直面している。
- 開発途上国への民間資金の流入が政府開発援助（ODA）を始めとする公的資金を大きくしのぎ、民間企業、市民社会、国際機関等の多様なアクターが重要な役割を果たしている中で、これらのアクターとの連携や新たな資金動員に向けた取組もより重要になっている。

2. 開発協力の目的

- 我が国の開発協力の目的を以下に示す。
 - ✓ 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、**平和で安定し、繁栄した国際社会の形成に一層積極的に貢献**すること。
 - ✓ 同時に、…**我が国の国益の実現に貢献**すること。
- その際、**開発協力が国民の税金を原資とする点**や開発協力が上記の目的を果たす上でいかなる**効果**を上げたかという点を強く意識し、…開発協力を一層**戦略的、効果的かつ持続的に実施**していく。

3. 基本方針

- （1）平和と繁栄への貢献
- （2）新しい時代の「人間の安全保障」
- （3）開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創
- （4）包摂性、透明性及び公正性に基づく国際的なルール・指針の普及と実践の主導

II. 重点政策

1. 新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

- 複合的危機の時代における開発課題の変化を踏まえ、特に以下の分野における取組を強化する。
 - ✓ 食料・エネルギー安全保障など経済社会の自律性・強靱性の強化
 - ✓ デジタル ✓ 質の高いインフラ

2. 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化

- 特に、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のビジョンの下、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に取り組む

3. 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導

III. 実施

1. 効果的・戦略的な開発協力のための3つの進化したアプローチ

- （1）共創を実現するための連帯
 - ODAに係る**幅広い資金源の拡大を推進**する。…以下のパートナーとの連帯を強化していく。
 - ✓ 民間企業 ✓ 公的金融機関 ✓ 他ドナー ✓ 国際機関 ✓ 市民社会 等
- （2）戦略性の一層の強化
 - 相手国からの要請を待つだけでなく、…日本の強みを活かした魅力的なメニューを作り、積極的に提案していく**オファー型協力を強化**する。
- （3）目的に合致したきめ細やかな制度設計

2. 開発協力の適正性確保のための実施原則

3. 実施体制・基盤の強化

- 対国民総所得（GNI）比でODAの量を**0.7%とする国際的目標を念頭に**置くとともに、**我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、…様々な形でODAを拡充**し、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う。

ODA（オファー型協力）・OSA（政府安全保障能力強化支援）の活用

- 開発協力大綱において、オファー型協力を提起。開発途上国の課題解決と同時に我が国の課題解決や経済成長にも資するため、**我が国の強みを活かした協力メニューを積極的に提案・案件形成**していくことを目指す。

ODA（オファー型協力）

- 対象国との対話・協働の場において、外交政策上、戦略的に取り組むべき分野の**開発協力目標**とそれを実現するための**開発シナリオ**（上記目標を達成する方法）と**協力メニュー**（上記目標を具体的に実施する案件の組み合わせ）を、我が国の強みを活かし、かつ、相手国にとっても魅力的な形で積極的に提案し、案件形成を行っていくもの。
- その際、**様々な主体（民間企業、公的金融機関、国際機関、他ドナー、市民社会、地方自治体、大学・研究機関等）を開発のプラットフォームに巻き込んで連携**し、互いの強みを持ち寄り様々な協力を組み合わせることで、開発効果を最大化する。
- 開発途上国の課題解決と同時に、我が国の課題解決や経済成長にもつなげる。

- 日本にとって望ましい安全保障環境を創出するため、同志国の安全保障上の能力・抑止力の向上を目的としたOSA（政府安全保障能力強化支援）の枠組みを導入。
- より**安全保障に直結した手段として活用が期待**される。

OSA（Official Security Assistance）

- 日本自身の防衛力の抜本的強化に加え、**同志国の安全保障上の能力・抑止力向上**を図るため、同志国の安全保障上のニーズに応え、**資機材等の提供やインフラ整備等**を行う、**軍等が裨益者となる新たな無償による資金協力の枠組み**を導入するもの。

【協力対象】

相手国における**民主化の定着**、**法の支配**、基本的人権の尊重の状況や**経済社会状況**を踏まえた上で、我が国・地域の安全保障上のニーズや二国間関係等を総合的に判断して選定。

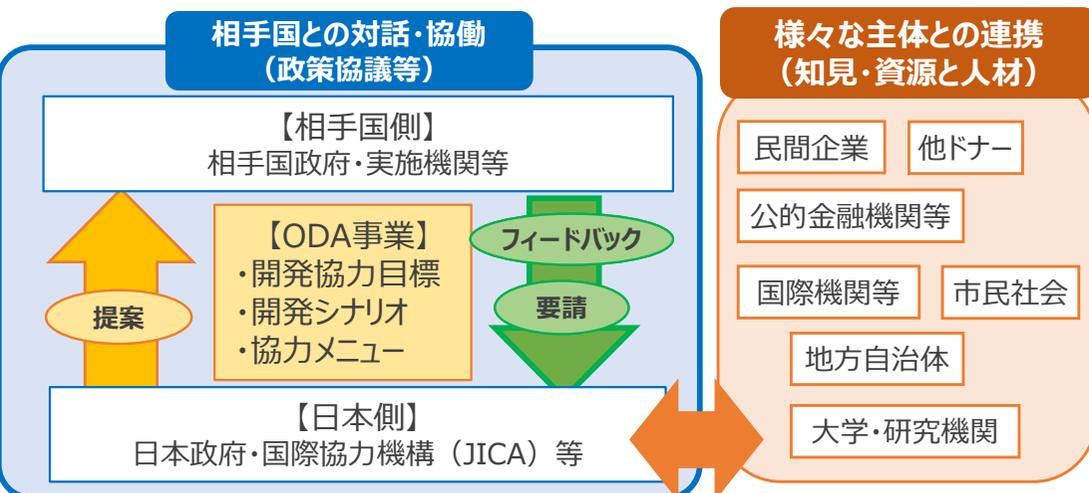
【協力分野】

- 以下のような**国際紛争との直接の関連が想定しがたい分野**に限定。
- ①法の支配に基づく平和・安定・安全の確保のための能力向上に資する活動（領海・領空等の警戒監視、テロ対策、海賊対策等）
 - ②人道目的の活動（災害対処、搜索救難・救命、医療、援助物資の輸送等）
 - ③国際平和協力活動（PKO参加のための能力強化等）

（出所）外務省予算要求資料に基づき財務省作成

○国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）（抄）

- 「同志国との安全保障上の協力を深化させるために、開発途上国の経済社会開発等を目的としたODAとは別に、**同志国との安全保障上の能力・抑止力の向上を目的として、同志国に対して、装備品・物資の提供やインフラの整備等を行う、軍等が裨益者となる新たな協力の枠組み**を設ける。これは、総合的な防衛体制の強化のための取組の一つである。」



（出所）外務省予算要求資料に基づき財務省作成

諸外国におけるODAの見直し①

- 各国においても、ウクライナ情勢等による国際情勢の変化や自国の経済状況を踏まえ、ODAの規模だけでなく、用途や、執行方法を抜本的に見直し、**優先順位を付けた対応**を模索。より**機動的で柔軟な運用**を目指す。

英国



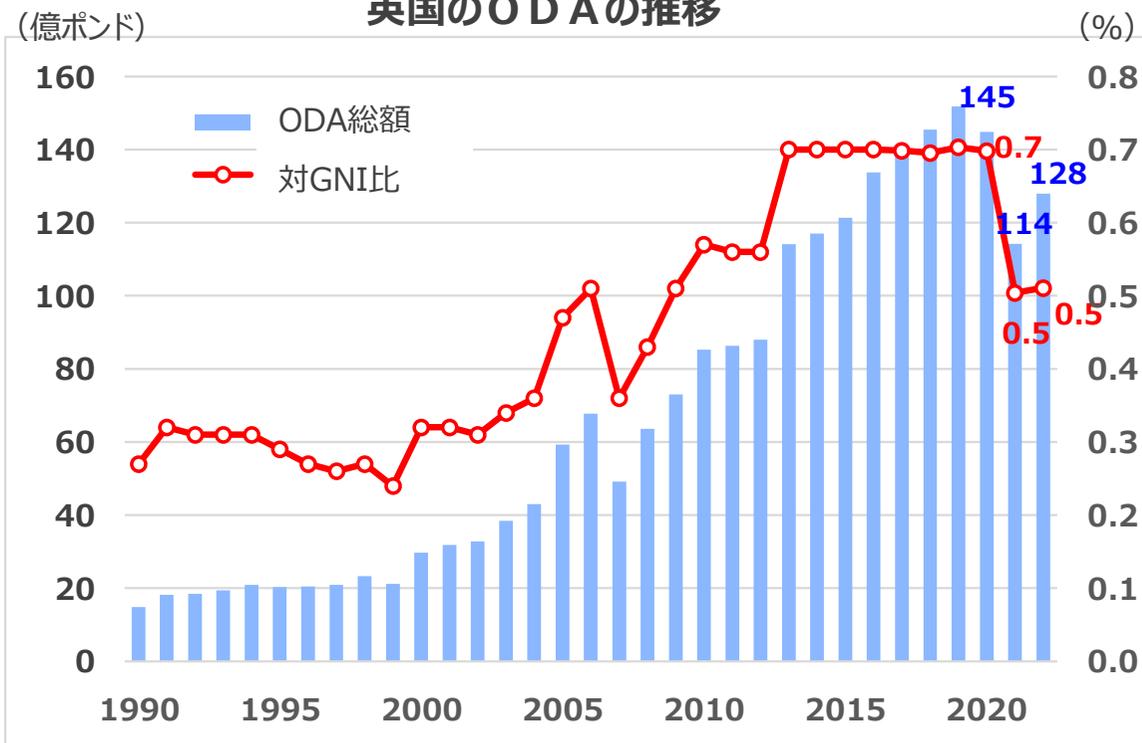
総額の見直し

- ▶ 英国では、**新型コロナによる債務残高の急増**を受け、将来世代の負担を避けるべく**ODA総額を2021年に大幅削減し、対GNI比で0.5%程度**とすることを発表（2015年に法律でODA総額を対GNI比0.7%とする旨が規定されているが、今回はその暫定措置となる）。①**日々の支出を借金をせずになかなえるようになったとき**、②**公的な債務残高が対GDP比で減少したときに従来の水準に戻す**としており、2022年11月時点では、**0.7%水準に戻れるのは「早くても2027年度以降」との見解**を政府は示している。
- ▶ 足もとでは、ウクライナ等の避難民受入れのための**自国内支出がODA支出全体の3分の1程度を占めており、海外への支援が制限される**状況。

戦略の見直し：分野・支援方法に関する優先順位付け

- ▶ 2022年5月に、今後10年間のODA指針となる「国際開発戦略」を公表。女性・女子の支援、最も必要な層への人道的援助の提供、気候変動、自然、国際保健に関する活動とともに、**「投資の実行」が主軸**に据えられた。「誠実かつ信頼のある投資」を行うことを宣言し、低・中所得国の開発促進手段として英国との貿易促進を記載。
- ▶ あわせて、よりコントロールを利かせ、地政学的パートナーに絞られるように、**国際機関への支出から二国間支援への再配分**も記載（2025年までに二国間支援の割合75%を目指す。他方、2022年の時点で避難民支援の増額により二国間支援が75.3%（前年63.3%）に大幅増加）。

英国のODAの推移



諸外国におけるODAの見直し②

スウェーデン



- スウェーデンは伝統的にODA大国であり、1962年に法律でODA総額の対GNI比1%程度を目指す旨規定（1968年に具体化）。1975年にオランダと並んで先進国で初めてODA総額の対GNI比0.7%以上を達成している。
- 他方、2022年に穏健党を中心とした右派連合への政権交代に伴い、ODA予算は**GNI比1%目標と切り離され、減額**。2023年度予算以降は、**複数年にかけた名目予算額を設定。2023-2025は毎年560億クローナ（7400億円程度）で、対GNI比0.88%**（2020年の1.14%以降低下）。
- 併せて、**多くの国連関係機関へのコア拠出を減額**した上で、その**運営の効率化等を指摘**（広いドナーベースの創出、国連改革、組織のさらなる効率的かつ新しい発想の追求）。また、一部の避難民にかかる支援については、将来の帰還等を支援の条件に設定し、全体額に上限を付ける等の見直しを予定。

米国



- トランプ政権によって削減されていたODA額は、バイデン政権以降増加（2021年のODA総額は対前年比+29%）。また、2024年度予算についてもバイデン政権は増額を求める案を議会に提出（減額を求める共和党の反対により引き続き審議）。
- 他方、**米国国際開発庁（USAID）**は、2021年に長官に就任したパワー氏のもと、**支援をより包摂的、効率的にするために**、支援の「現地化」を目指す旨表明。**2025年までにUSAIDの行う支援のうち25%について、米国の仲介機関ではなく、「支援を受ける国」の機関が実施することを目標**とした。
- 現地化については、上院外交部会の下の小委員会で公聴会が開かれた際、そのメリットとして上述の他に、**費用の効率化**も挙げられている。USAIDの元幹部の証言で引用された調査によると、支援の執行方法を現地化することで、コストの効率化が図られ、納税者にとっても有利となる。

「分析結果によると、国連機関や国際NGOから現地NGO等に25%の事業を移管した場合、年間43億ドル程度の減額につながると推計される。これは2022年のウクライナに対する人道支援の額に匹敵。現地の仲介機関に1ドル移管するごとに32セント節約されることとなる。」

（出所）：“PASSING THE BUCK The Economics of Localizing International Assistance” Share Trust and the Warande Advisory Centre, 2022年11月

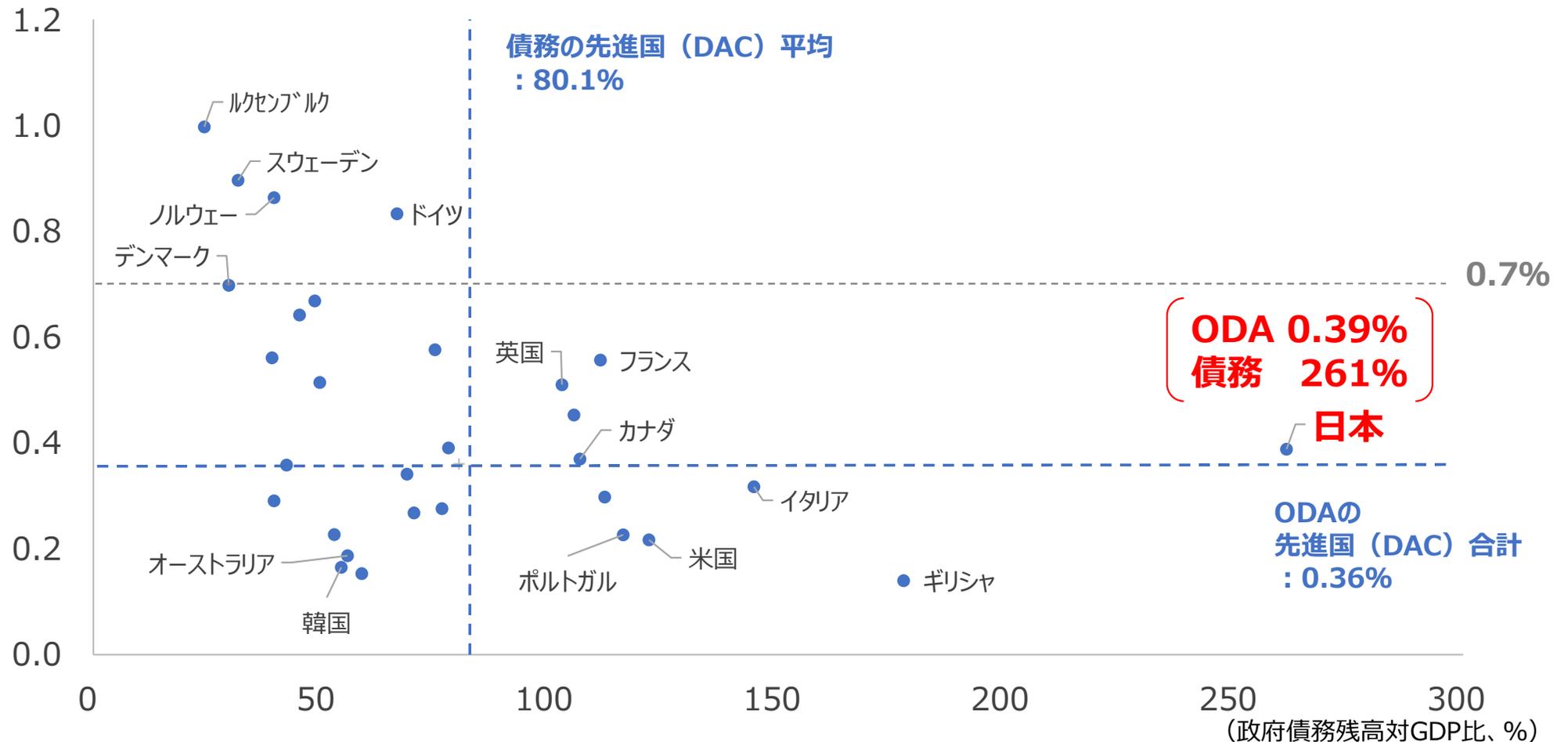
ODA対GNI比と財政状況（国際比較）

- 日本のODA対GNI比はDAC合計を上回っており、援助の量は確保。一方、財政状況をみれば、我が国の政府債務残高対GDP比は世界でも最悪の水準にあり、DAC平均と比べても3倍以上に達している。
- 「物量」に頼ったインプットありきのODAは正当化することができず、**優先すべき分野や手法を示した上で、的を絞った戦略的な使い方**が求められる。

各国の政府債務残高とODA（2022年）

(出所) IMF「財政モニター」(2023年4月)、OECDデータベース
 (注) 「DAC」は、OECD開発援助委員会(30か国)

(ODA対GNI比、% (暫定値))



ODA対GNI比0.7%の国際的目標

- 「対GNI比0.7%」とのODAの国際的目標は、途上国への流入資金は公的資金が中心との前提に立った議論の結果、1970年に国連決議で設定されたもの。なお、米国は、0.7%目標にはコミットしていない。
- 1970年の0.7%目標設定後50年を経て、**現在は、グローバル化の進展に伴い、途上国に多量の民間資金が流入**。途上国経済における公的資金（ODA）の存在感は大きく低下。

ODA0.7%目標に至る経緯

■ 1958年

キリスト教系団体である世界教会協議会（World Council of Churches）において「もし最低でも**1%の国民所得**が援助に捧げられれば、状況はより助けになる（helpful）だろう」との声明を採択。

※当時（1950年代半ば）、途上国への公的・民間合計の資金フローは、先進国のGNI比0.5%程度。

■ 1960年

国連総会決議において「**公的・民間合計で対NI比1%**」に増加すべきとの「希望」表明。

■ 1968年

UNCTAD（国連貿易開発会議）において、「**公的・民間合計で対GNP比1%**」の目標とともに、事務局が「**公的援助を対GNP比0.75%**」とする目標も提案。

※当時（1960年代初頭）、途上国への資金フローに占める公的部分の割合は、約3/4程度。

■ 1970年

世銀から委嘱されたピアソン委員会の提案（前年）に基づき、**国連総会決議「第2次国連開発の10年」において、ODAの数値目標として「対GNP比0.7%」が正式に設定**。

※当時、米国（ニクソン政権）は「先進国は公的な開発援助の量を増やす最大限の努力をしないといたないが、この点で**米国は、特定の目標や期限にコミットする立場にない**」と明言。現在もこの立場は変わっていない。

【参考】現在の位置付け

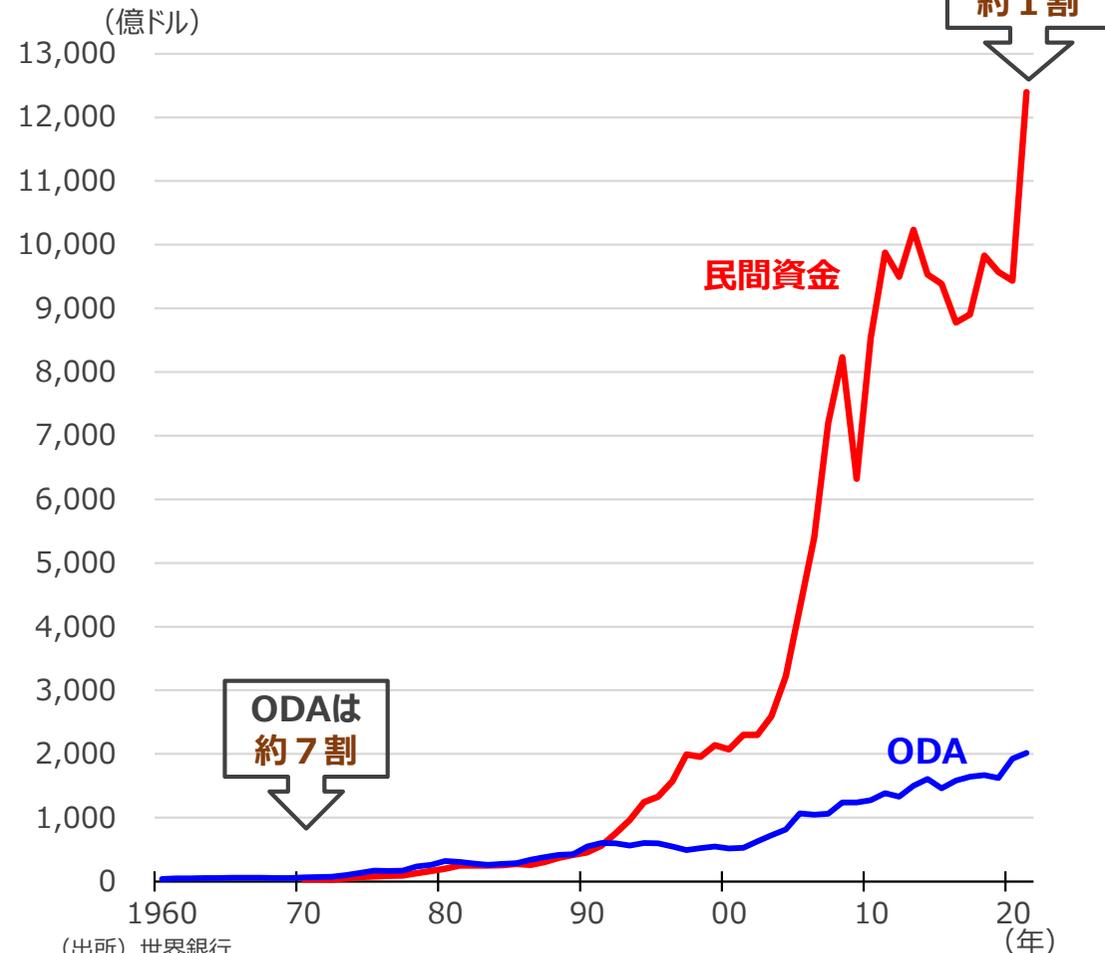
○国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2015年9月）

▶「ODA供与国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に…するという目標を達成すると多くの先進国によるコミットメントを含め、**それぞれのコミットメントを改めて確認する。**」

○開発協力大綱（2023年6月閣議決定）

▶「対国民総所得（GNI）比でODAの量を0.7%とする**国際的目標を念頭に置く**とともに、**我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、…様々な形でODAを拡充し、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う。**」

途上国への資金流入



(出所) 世界銀行

(注) 「途上国」は2022年の1人当たりGNIが13,845ドル未満の国。

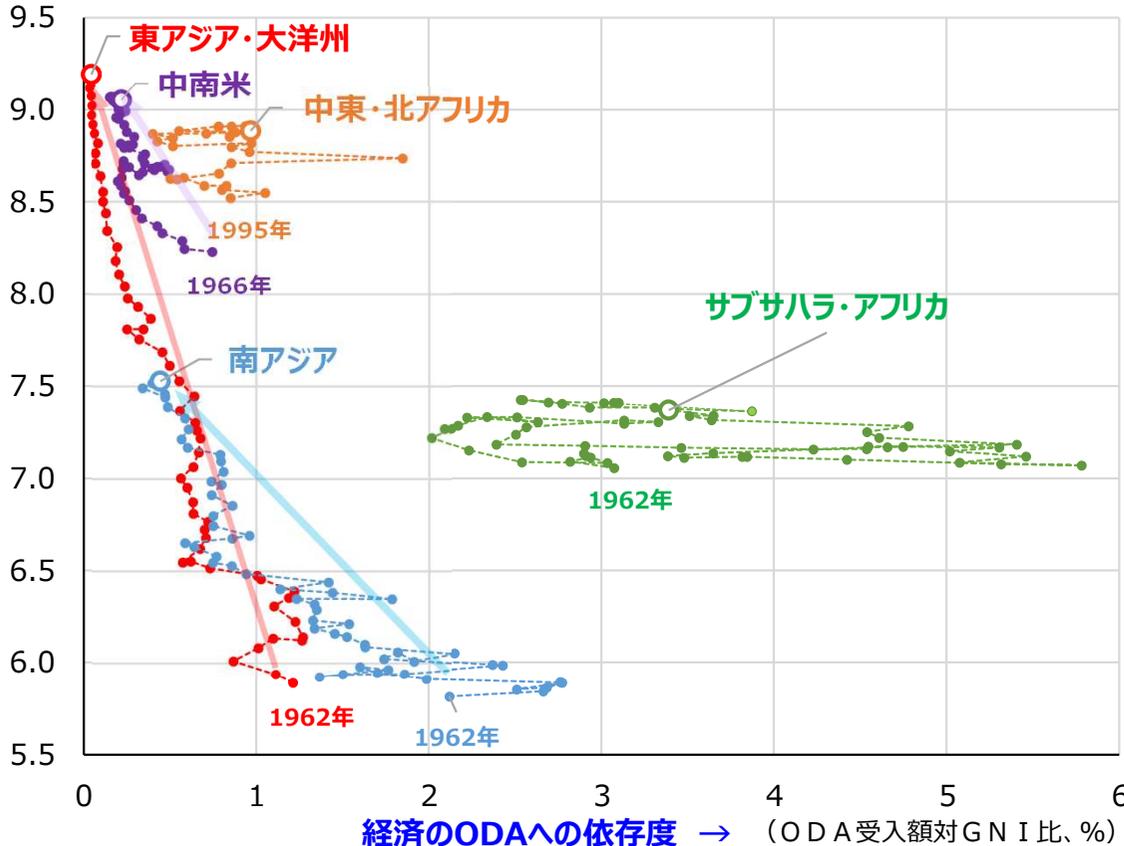
「ODA」は純流入額。「民間資金」は資金流入額－流出額（直接投資（FDI）、個人送金の合計）11

ODAと経済成長

- ODA受入国におけるODA依存度と経済成長の関係を分析すると、アジア・中南米は、ODAへの依存度を減らしつつも経済成長している一方、アフリカは、欧州を中心とした多量のODAによりODA依存度を高めながらも経済成長には結びついていない。
- 今後の経済状況にもよるが、特にアフリカ諸国に対しては、貧困対策・人道支援も重要である一方、**経済成長に資する人材育成や民間投資誘発に向けた取組にも目を配る必要**。

各地域へのODAと経済成長

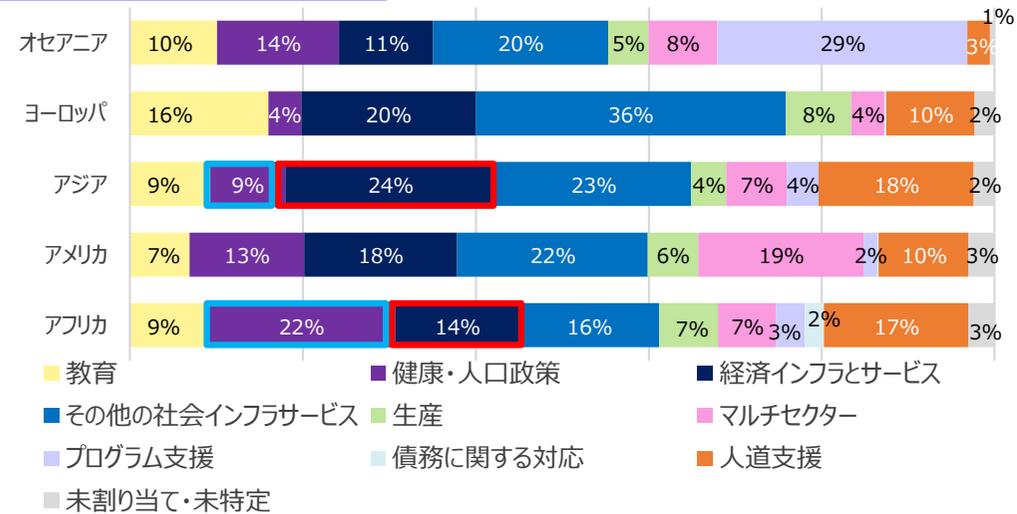
(1人当たり実質GDP、ドル・対数)



(出所) 世界銀行
 (注1) ODAは純流入額。東アジア・大洋州は日本、豪州、NZを除く。(ただし、NZは一部データがない年度がある。)
 DACリストを卒業した国も集計に含む
 (注2) グラフの終点は各地域とも2021年。

地域別のODA内容

(出所) OECD (2020-2021年実績)



※特に日本から途上国へのODAは、当該途上国へのFDIを促進する働き(「先兵効果」)があるとの研究結果もある。

- 「日本の開発援助は被援助国に対して日本からの直接投資は促進するが、他の援助国の直接投資に影響を与えることはなかった。東アジアにおける日本の直接投資の増加は、日本の開発援助の増加によってほとんど説明できることから、日本の開発援助の先兵効果はかなりの大きさであるといえる。」
- 「この先兵効果が起こる理由はいくつか考えられる。例えば援助を提供することにより、被援助国のローカルなビジネス環境についての情報が援助国の企業にのみ伝達される。また政府開発援助が提供されるという事実そのものが、援助国の企業が主観的に判断する被援助国の投資リスクを低める可能性がある。さらに開発援助は、援助国特有の商慣行や規制、システムなどを民間投資に先立って被援助国に持ち込むということもあるだろう。」

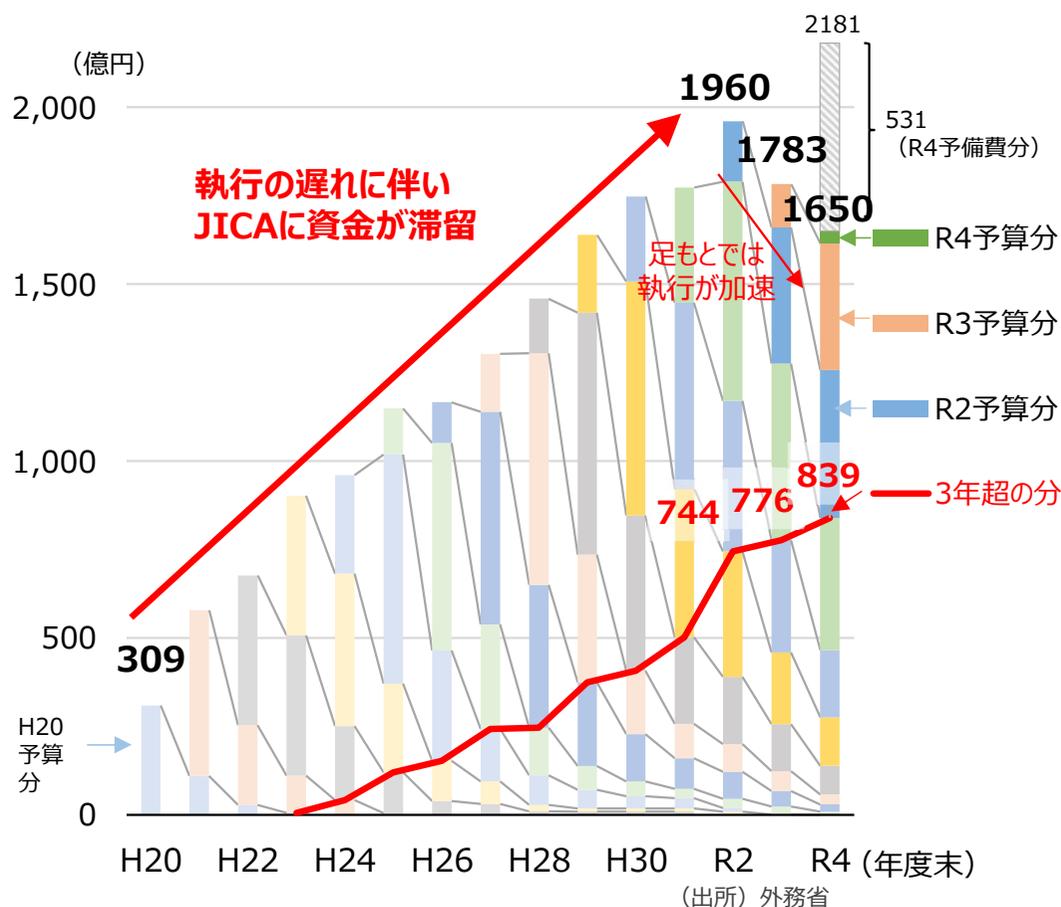
(出所) 木村・戸堂 (2007) 「開発援助は直接投資の先兵か? 重力モデルによる推計」(RIETI Discussion Paper Series 07-J-003)

ODA事業執行上の課題（無償資金協力・技術協力）

- 無償資金協力については、プロジェクトの遅延・中断等の積み重ねの結果、予算措置したにもかかわらず未使用のままJICAに滞留しているODA資金が、1年間の無償資金協力予算を上回る規模に達している。
- 技術協力（JICA運営費交付金）についても、前年度からの繰越額は縮小傾向にあるものの、毎年度の当初予算措置額と併せて見ると、執行額を大きく上回る規模に達している。
- 足もとでは執行加速が見られるものの、進捗の見通しが立たない案件の精査も含め、引き続き**資金を有効活用する取組が必要**。

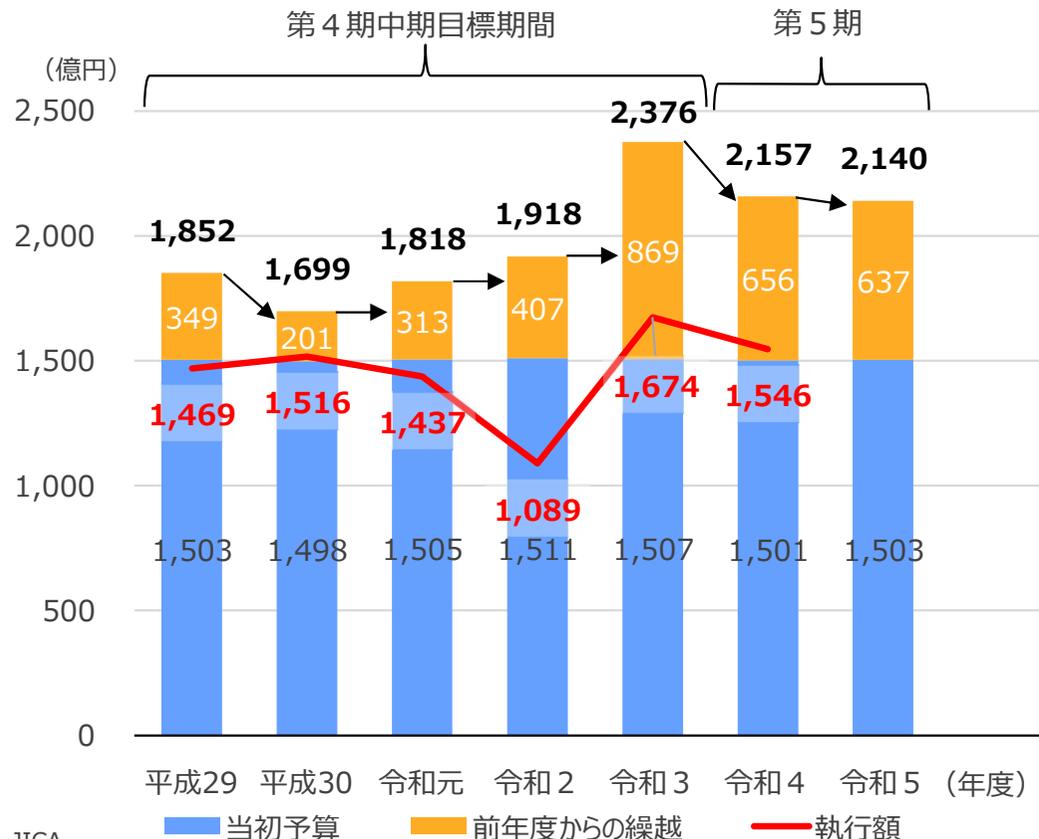
無償資金の滞留

R5当初予算額：1,634億円



JICA運営費交付金

R5当初予算額：1,503億円



(注) 前年度からの繰越は、中期目標期間の初年度以外（平成30年度～令和3年度及び令和5年度）については前年度末の運営費交付金債務の残高。中期目標期間の初年度（平成29年度及び令和4年度）については積立金残高のうち繰越を承認された額。繰越には補正予算由来も含む。

民間資金やODA以外の公的資金との連携

- 開発協力においては、民間資金やODA以外の公的資金と連携を図ることにより、ODAの金額の何倍もの大きなインパクトを生み出す場合もある。
- 民間資金の重要性が高まる現代においては、**民間資金やJBIC等の公的資金との効果的な連携案件を組成**することが、外交上のインパクトの観点からますます重要。

<連携の事例①：保健分野>



カンボジアにおいて資本金3,250万ドルの新病院を設立。
現地の医療水準の向上に寄与するとともに、日本式医療の海外展開を促進。

JICA（技術協力）

約70万ドルの内数※

有償資金協力（海外投融資）

約700万ドル

※「約70万ドル」は、技術協力プロジェクト合計の金額
※当時の支出官レートを元に算出

医療関連企業

約1,690万ドル

産業革新機構

約1,500万ドル

本邦医療法人

約60万ドル

<連携の事例②：環境・防災分野>



JICA事業を活用し、ベトナムにおいて約15億円を投資し新工場を設立。
火災や環境汚染の防止にも資する我が国企業の海外進出を促進。

JICA（普及・実証）

約100万ドル※

※当時の支出官レートを元に算出

民間銀行

約270万ドル

国際協力銀行 (JBIC)

約630万ドル

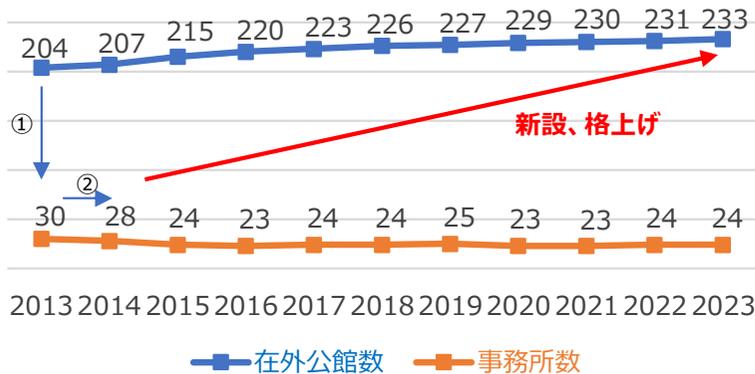
機構の見直し

- 我が国の在外公館及び領事事務所は近年増加傾向。在外公館数では英・独を上回り、G7では第三位。
- 在外公館等の設置に際しては、開設経費に加え、その継続的な運営には借料や警備等の固定的経費が必要となる。また、特に総領事館・領事事務所においては、外交的な役割を担う大使館とは異なり、定量的な行政需要を測定できる点にも留意が必要。
- 厳しい財政事情を踏まえれば、**選択と集中の観点から、在外公館等の在り方は不断の見直しを行うべき。**

在外公館・事務所の数

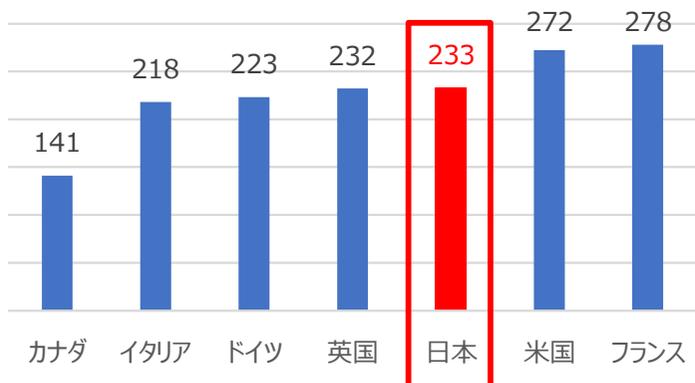
(出所) 外務省HP、予算要求資料

- ①在ベレン総領事館の事務所化（2013年度）②在ジョホールバル事務所の廃止（2014年度）以降、新設又は格上げのみ。



G7各国の在外公館数

(出所) 外務省HP、予算要求資料



在外公館等の開設・維持経費

【直近の開設一時経費】

事務所工事	0.8億円
LAN等情報通信経費	0.3億円
監視カメラ等警備対策経費等	0.7億円
合計	1.8億円

(出所) 予算要求資料

【在外公館の年間平均運営予算】

人件費	1.2億円
現地職員	0.7億円
事務所等借料	0.4億円
水道光熱費等	0.5億円
警備等	0.3億円
合計	3.1億円

(出所) 令和5年度一般会計予算書
(注) 7名程度の在外公館における所要額を記載

総領事館・領事事務所の行政需要

(出所) 令和4年海外在留邦人数調査統計、令和4年海外進出日系企業拠点数調査、令和4年査証発給統計

	邦人数 (2021年又は2017年)	日系企業拠点数 (2022年)	査証発給数 (月平均 (年間計)) (2022年)
A	68人	12拠点	20件(243件)
B	399人	14拠点	94件(1,126件)
C	245人	14拠点	11件(127件)
D	124人	15拠点	214件(2,566件)
E	773人	11拠点	16件(151件)

1. 外交

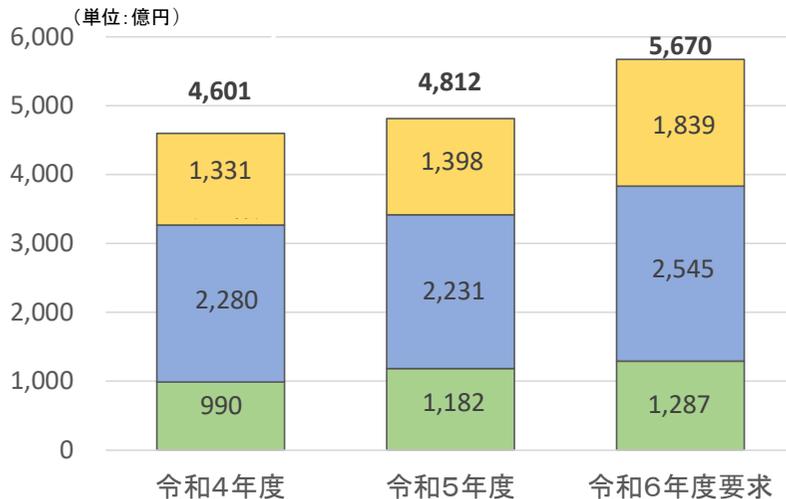
2. デジタル

3. 地方創生

政府のシステム予算におけるデジタル庁の役割

- デジタル庁は、日本のデジタル社会実現の司令塔として令和3年9月に発足。デジタル基盤の整備や生活者へのサービス提供等に注力して取り組んでいるところ。
- 政府の情報システムの整備については、デジタル庁が一元的にプロジェクト監理を行うと共に、一般会計に計上される政府のシステム予算は、デジタル庁の統括監理の下で戦略的な整備を行う観点から、デジタル庁に一括計上された上で、各府省に配分されて執行される。（R5：4,812億円、R6要求：5,670億円）
- デジタル庁は、デジタル庁設置法や重点計画に基づき、デジタル庁が整備・運用するシステムのみならず、各府省が整備・運用するシステムについても、統括監理や一括計上の枠組みを用いて、更なる効率化やコスト削減に努める必要がある。

◆デジタル庁情報システム一括計上予算の推移 (デジタル庁資料を基に作成)



- ① デジタル庁システム等
- ② デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム
- ③ 各府省システム

デジタル庁設置法

第四条第2項

デジタル庁は、(略)次に掲げる事務をつかさどる。

第17号

国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。

デジタル社会の実現に向けた重点計画 (2023年6月9日閣議決定)

デジタル庁は、各プロジェクトが、情報システム整備方針及び各府省庁の中長期的な計画に基づいているかという観点から、**各府省PMOと連携し、国の情報システムの一元的なプロジェクト監理を実施する。**

具体的には、年間を通じて、予算要求段階、執行段階の予算プロセスにおいて、プロジェクトの各フェーズに応じたレビューを各システムのプロジェクト計画書を用いて行い、この結果等を踏まえ、各プロジェクトを次の段階に進めることの是非を判断する。**レビューの結果等を予算要求や執行に適切に反映させるため、デジタル庁が情報システム関係予算を段階的に一括計上等し、これを監理していく。**

(参考) 情報システム関係予算の分類 (令和6年度概算要求)

デジタル庁が執行

デジタル庁システム等

デジタル庁が整備・運用

- 各府省共通で利用するシステム
- 各府省のシステム整備上、基盤となるシステム
- 他のシステムとの連携によりセキュリティ面や業務効率性に効果があるシステム
- 緊急性が高く、政策的に重要なシステム 等

1, 287億円 (R5予算: 1, 182億円)

ガバメントソリューションサービス (GSS)

ガバメントクラウド

情報提供ネットワークシステム

マイナポータル

スマートフォン用電子証明発行システム

公共サービスメッシュ

一括計上後、各府省に移し替えて執行

デジタル庁・各府省共同プロジェクト型

デジタル庁と各府省が共同で整備・運用

- デジタル庁の技術的知見等を生かした整備を要するシステム
- 各府省の固有事務と密接不可分に運用しているシステム
- 一定規模があるシステム 等
 - デジタル庁は、各府省と連携し、クラウド化、UI/UX改善、各府省LANの統合等の検討を進め、大規模システムについては、業務改革・刷新に向けた中長期的な取組を推進。

2, 545億円 (R5予算: 2, 231億円)

財務省 国税総合管理システム (KSK)

法務省 登記情報システム

法務省 出入国管理システム

財務省 国税庁LANシステム

財務省 国税電子申告・納税システム (e-Tax)

防衛省 防衛省OAシステム基盤

各府省システム

各府省が整備・運用

- デジタル庁システム、デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム以外のシステム
- 重要なプロジェクトについては、デジタル庁が民間人材を派遣することで各府省を支援。

1, 839億円 (R5予算: 1, 398億円)

警察庁 共通基盤システム

法務省 戸籍情報連携システム

財務省 輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS)

警察庁 運転者管理システム

防衛省 自衛隊医療情報システム

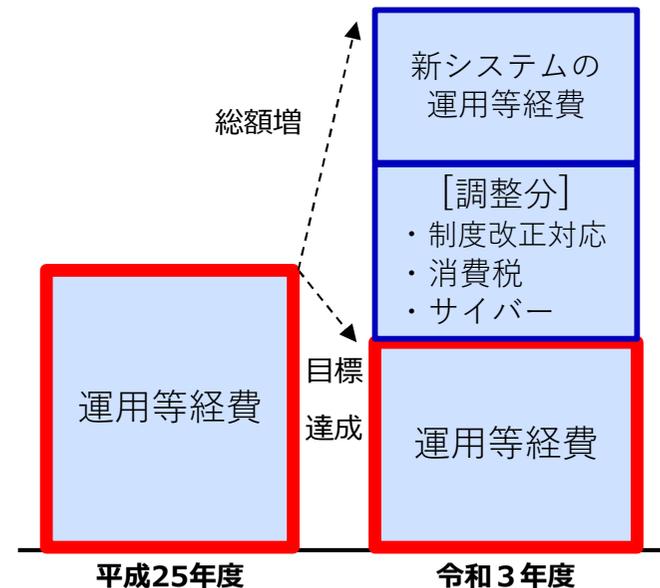
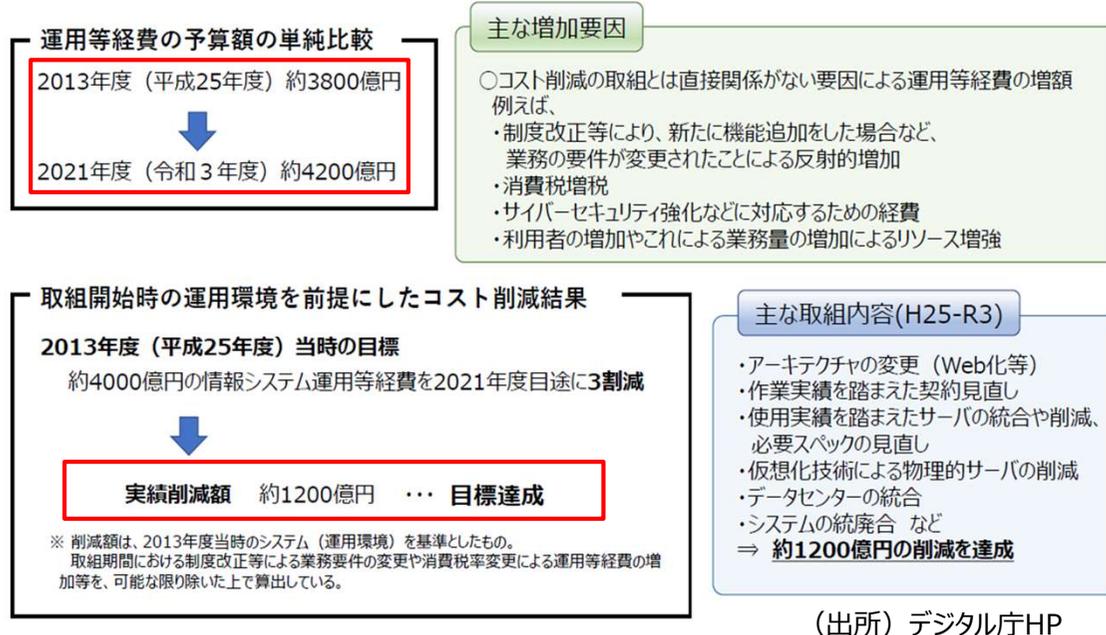
農水省 農林水産省共通申請サービス

情報システムの運用等経費の削減に向けた取組み

- 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)において、令和3年度までに政府情報システムの運用等経費を3割削減することを目標として設定。
- 目標年度である令和3年度において、取組開始時(平成25年度)の運用環境を前提に、3割削減目標は達成された絵姿になっているが、その後の制度改正対応や新規システム投資等の影響で、総額では増加。
- 現在は、令和7年度までにシステムの運用等経費等を3割削減する目標が設定されているが、本目標も基準年度ベースのもの。情報システム予算の総額をコントロールするための目標も設定するべきではないか。

政府情報システムの運用等経費削減結果

【イメージ図】



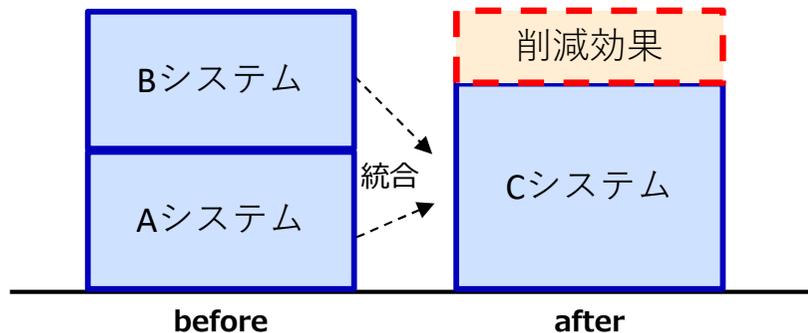
デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月9日閣議決定)(抄)

2020年度(令和2年度)時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費計約5,400億円を、2025年度(令和7年度)までに3割削減することを目指す。

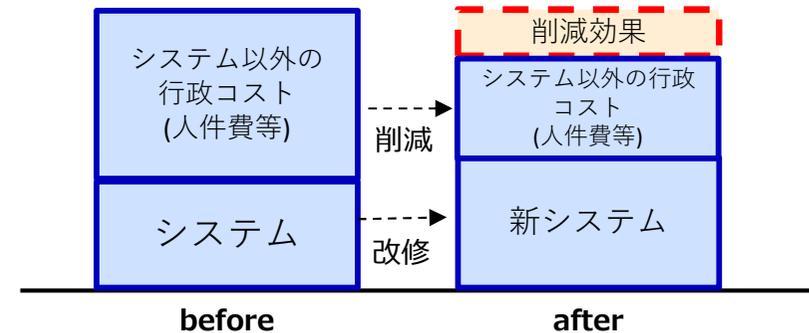
情報システムをめぐるコスト削減の考え方

- 情報システムによるコスト削減の取組みにはいくつかの種類が存在。既存システムの改修・新規システムの開発の際は、当該システムがどのような形で便益をもたらすのかを定量的に示すべきではないか。
- システム予算に限らず、それ以外の行政コストの削減部分についても、デジタル庁や各府省がしっかりと特定した上で、より効果の高いシステムを優先して整備するなど、限られたリソースによって得られる効果を最大化していくことが必要ではないか。
- システム整備により、民間部門の利便性向上やコスト削減など、社会全体に便益が及ぶ場合も、その効果についてデジタル庁や各府省がわかりやすく説明するとともに、費用分担の在り方を検討するべきではないか。

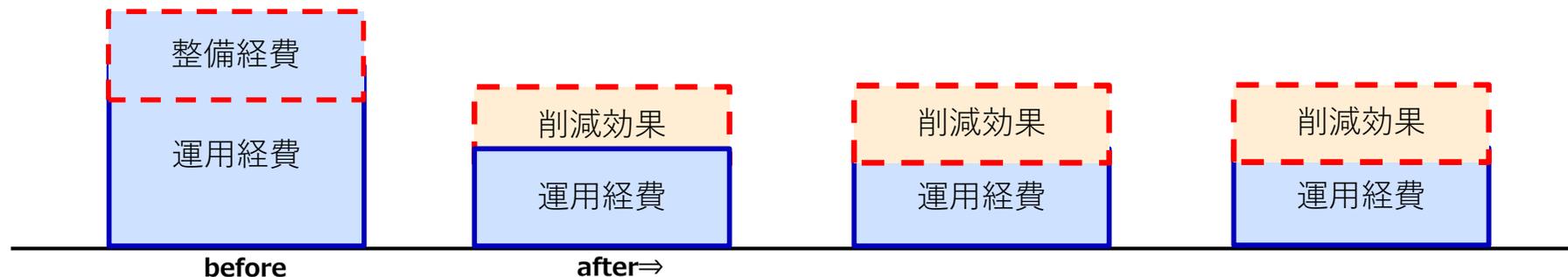
①システム統合によるコスト削減



②システム以外の行政コスト削減



③後年度の運用経費の削減



地方公共団体情報システム標準化とガバメントクラウドの活用

- 地方公共団体は、2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指し、情報システムの運用経費等を3割削減することが目指されている。
- 他方で、デジタル庁の先行事業において、システムの効率化を伴わない形でガバメントクラウドへ移行（単純移行）した際の投資対効果が検証されたところ、現行環境次第では、ランニングコストの削減効果が見られないケースもある。
- コスト削減に向けた検討を更に進めるとともに、単純移行に加えてシステムの効率化を進めた際に得られるコスト削減効果や、セキュリティ面の向上などのコスト削減以外のメリットをわかりやすく示し、地方公共団体がガバメントクラウドに移行する合理性を丁寧に説明していくべきではないか。

地方公共団体情報システム標準化基本方針

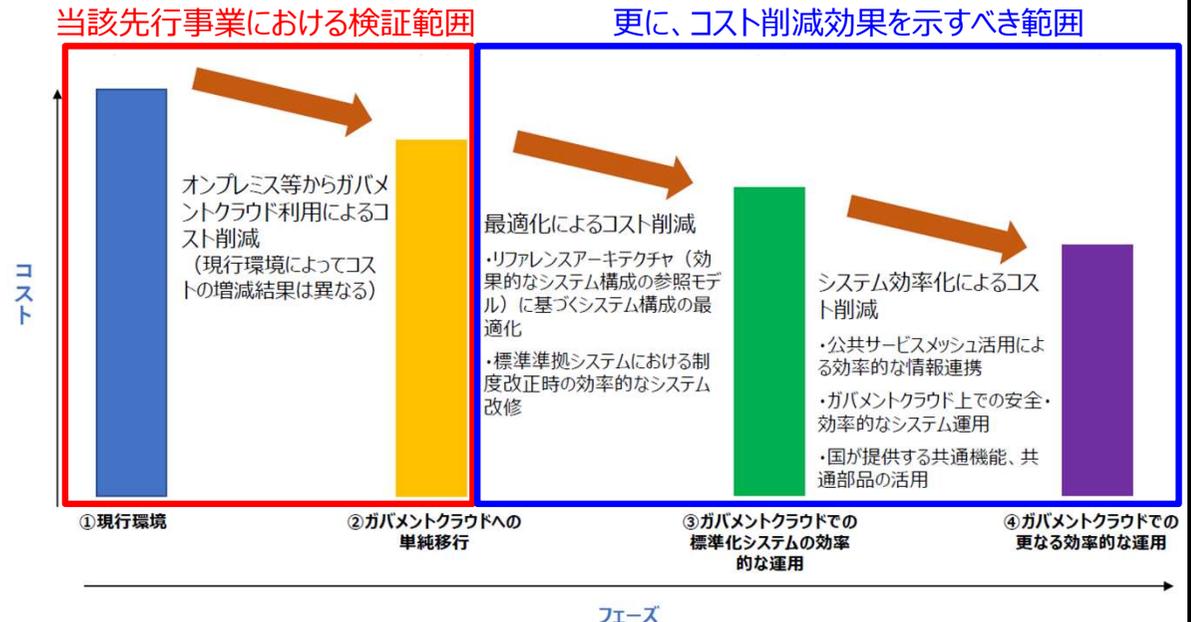
移行期間：「令和7年度（2025年度）までに、**ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す**」

情報システムの運用経費等：「**平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す**」

ガバメントクラウドの位置づけ：「地方公共団体が標準準拠システムにおいてガバメントクラウドを利用することは、標準化法第10条により、**努力義務**」

「ガバメントクラウド先行事業（基幹業務システム）における投資対効果の机上検証について」（2022年9月 デジタル庁）

- **先行事業参加の8件11団体**について、ガバメントクラウドの投資対効果を検証した結果、**ランニングコストが削減される試算となったのは5件5団体**。特に現行システムの利用形態がデータセンタ（単独）である場合はガバメントクラウドへの移行によるコスト削減が見込まれる。
- **データセンタ（ハード共用）・自治体クラウド（ハード・アプリ共用）**の場合も「ネットワークに関する費用」及び「システム運用費用（按分効果により除外可能見込み費用）」を除き比較すると、**微減または微増**。



サイバーセキュリティを巡る状況

- サイバー空間においては、サイバー攻撃の脅威が高まっており、重要インフラの機能停止や身代金の要求、機微情報の窃取等の事案が発生している。
- このような中で、国家安全保障戦略においては、国や重要インフラ等のサイバー空間の安全等を確保するために、
 - － 能動的サイバー防御（安保上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃の恐れがある場合、これを未然に排除し、また被害の拡大を防止する措置）
 - － 政府機関等や民間部門のサイバーセキュリティ強化
 - － サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織の設置や国際連携の強化等を行うこととしている。

重要インフラの機能停止

● ウクライナへのサイバー攻撃（2015年～）

- ・2015年12月、ウクライナ西部で、**電力システムに対するサイバー攻撃により22.5万世帯の大規模な停電が発生**。ウクライナ保安庁は、停電はロシア政府によるサイバー攻撃の結果であると非難する声明を发出。
- ・2016年12月、**再びのサイバー攻撃によりキーウで停電が発生**。電力システムを直接制御可能とするなど、攻撃が高度化。

身代金の要求

● 国内病院のランサムウェア被害（2022年）

- ・電子カルテシステムが使用不能になり、**新規外来の受入や手術を停止**。システムの全面復旧に約2ヶ月を要した。

● 名古屋港統一ターミナルシステムのランサムウェア被害（2023年）

- ・名古屋港の5つのコンテナターミナルが、7月4日朝から6日午後まで閉鎖。**コンテナ搬出入作業が停止**。

機微情報の窃取

● Black Techへの注意喚起（2023年）

- ・警察庁とNISCが、米国家安全保障局（NSA）やFBI等と合同で、**中国を背景とするサイバー攻撃グループBlack Techによるサイバー攻撃に関する合同の注意喚起**を发出。
- ・Black Techは、2010年頃から、日本を含む東アジアと米国の政府、産業、技術メディア等を標的とし、情報窃取を目的としたサイバー攻撃を行っていることが確認されている。

サイバーセキュリティ分野での対応能力の向上

○ サイバーセキュリティ政策については、防衛省やインフラ所管省庁をはじめ、多くの主体により様々な取り組みが講じられている。サイバー安全保障分野での対応能力向上を図っていくに際しては、官民含めた役割分担や費用負担のあり方の検討などを行い、政府横断的に効果的・効率的な対応となるよう十分に検討する必要がある。

◆サイバーセキュリティ施策の取組

N I S C

新たな組織への発展的改組

重要インフラ所管省庁

- 金融庁
[金融]
- 総務省
[情報通信、行政]
- 厚生労働省
[医療、水道]
- 経済産業省
[電力、ガス、化学、クレジット、石油]
- 国土交通省
[航空、空港、鉄道、物流]

サイバーセキュリティ関係省庁
〔総務省、経済産業省等〕
サイバーセキュリティ関係機関
〔NICT、IPA等〕

人材育成、研究開発等

事案対処省庁
〔防衛省、警察庁〕

サイバー安保、サイバー犯罪への対応

〔外務省等〕

国際的な連携

政府機関（各府省庁）

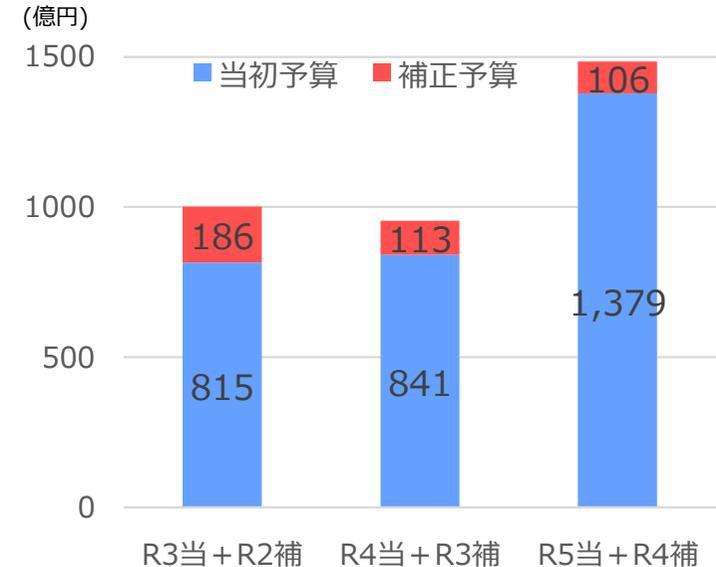
政府機関システムの防御強化

重要インフラ(全14分野)

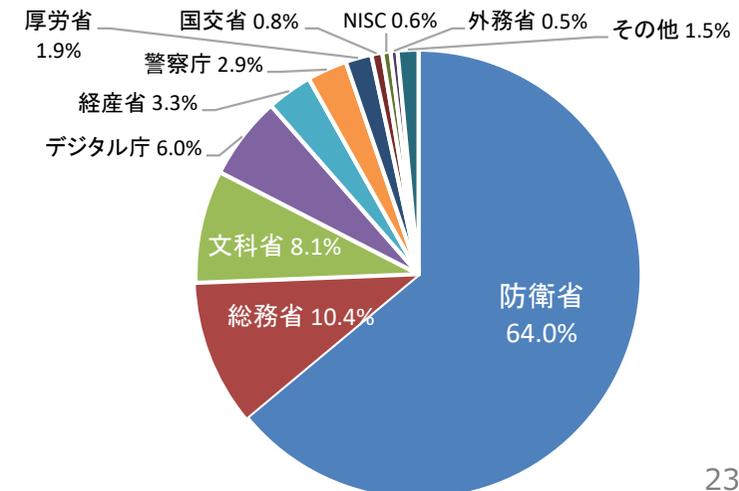
- 情報通信
- 金融
- 航空
- 空港
- 鉄道
- 電力
- ガス
- 政府・行政サービス
- 医療
- 水道
- 物流
- 化学
- クレジット
- 石油

重要インフラの防御強化

◆サイバーセキュリティ関係予算の推移



◆R5当初予算における政府のサイバーセキュリティ関係予算(1,379億円)の内訳



1. 外交

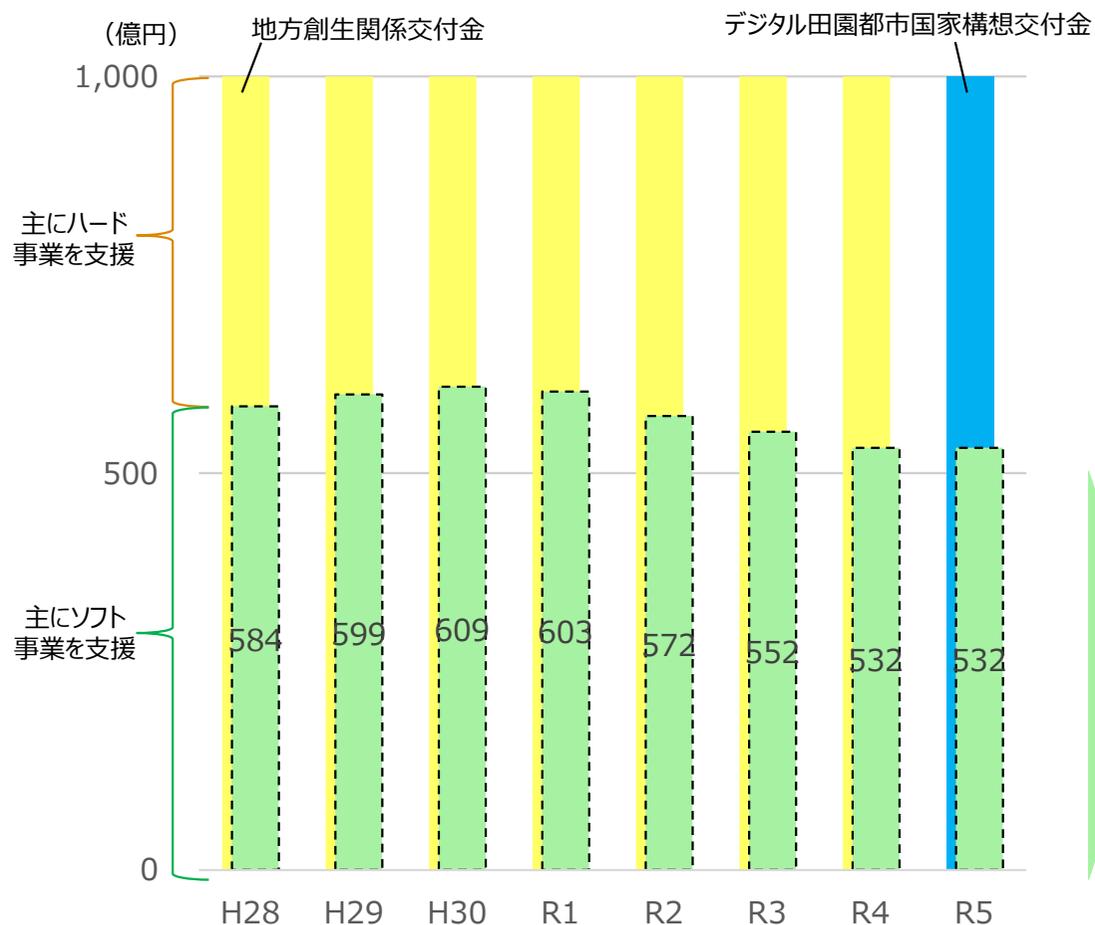
2. デジタル

3. 地方創生

地方創生に向けた支援

- 地方創生により「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を図るため、地域の「稼ぐ力」「地域の総合力」「民の知見を引き出す」観点から先導性の高い地方自治体の取組を支援する地方創生関係交付金（現「デジタル田園都市国家構想交付金」）を平成28年度に創設。
- ソフト事業への支援については、地方自治体が実施する先駆性のある取組（先駆型やSociety5.0型）や、先駆的・優良事例の横展開を図る事業（横展開型）について、支援期間や支援額にメリハリをつけて支援を行っている。

◆ 交付金の当初予算額の推移



※ H28～R4年度は「地方創生関係交付金（地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金・地方創生整備推進交付金）」、R5年度は「デジタル田園都市国家構想交付金」。点線は、総額のうち地方自治体が実施するソフト事業（先駆性のある取組や、先駆的・優良事例の横展開を図る取組等）に充てられる予算額。

◆ まち・ひと・しごと創生基本方針2015

- **地方創生は、将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を図ることを目指している。**その実現のためには、厳しい現状を踏まえ、国の「総合戦略」に盛り込まれた政策パッケージをより一層拡充・強化することにより、地方創生の深化に取り組む必要がある。
- **地方創生の深化の観点からは、地域の「稼ぐ力」「地域の総合力」「民の知見」を引き出すことが重要**となってくる。こうした点で、①**先駆性のある取組**や、②地方自らが既存制度・事業の隘路（ボトルネック）を見出し、その打開を目指す取組、さらに、③**先駆的・優良な事例の横展開**に対して、積極的に支援を行っていくものとする。

◆ 具体的な補助要件

	支援期間	補助上限額（年間） （補助率1/2）	採択時外部審査
先駆型	5年間	国費：都道府県3.0億円 中枢中核都市2.5億円 市区町村2.0億円	外部審査あり
Society5.0型 （※2）	5年間	国費：3.0億円	外部審査あり
横展開型	3年間	国費：都道府県1.0億円 中枢中核都市0.85億円 市区町村0.7億円	外部審査なし

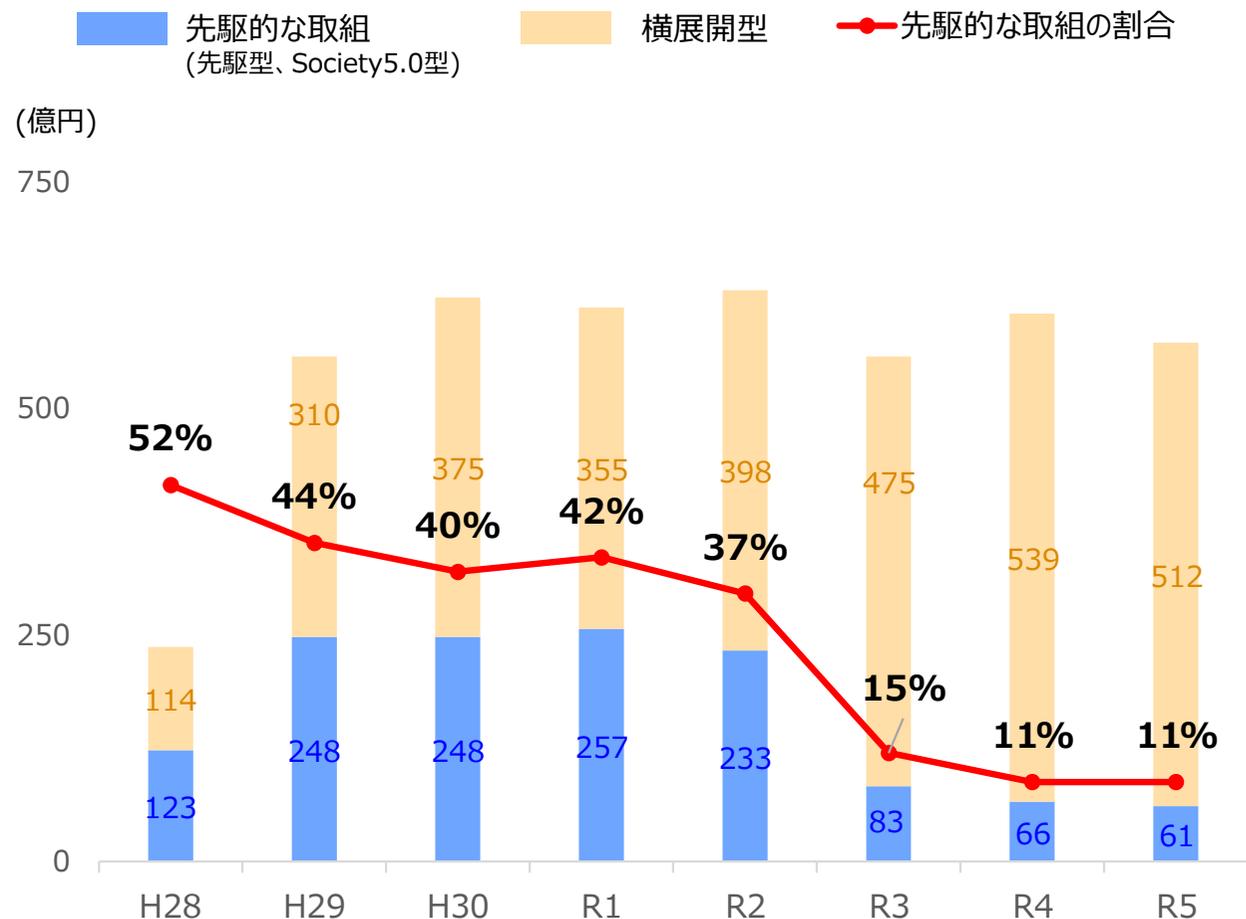
（注） 申請上限件数は、都道府県：6事業、中枢中核都市：5事業、市町村：4事業（先駆型、横展開型の合計事業数）

※ 地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業などを支援

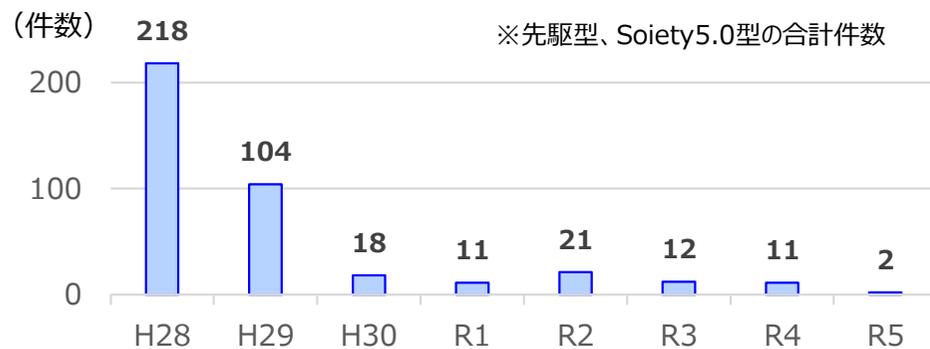
地方創生に向けた支援の現状①

- 交付金創設時は、有識者による外部審査を経て選定される先駆的な取組への支援が半数を占めていたが、近年、先駆的な取組への支援額や採択件数が大幅に減少。
- 一つの要因として、企業版ふるさと納税による寄附（200万円以上等）を充当した場合には、横展開型の支援期間を最長5年間に延長可能であることから、外部審査を経る等の厳しい要件を満たす必要がある先駆的な取組に申請するインセンティブが減少している。

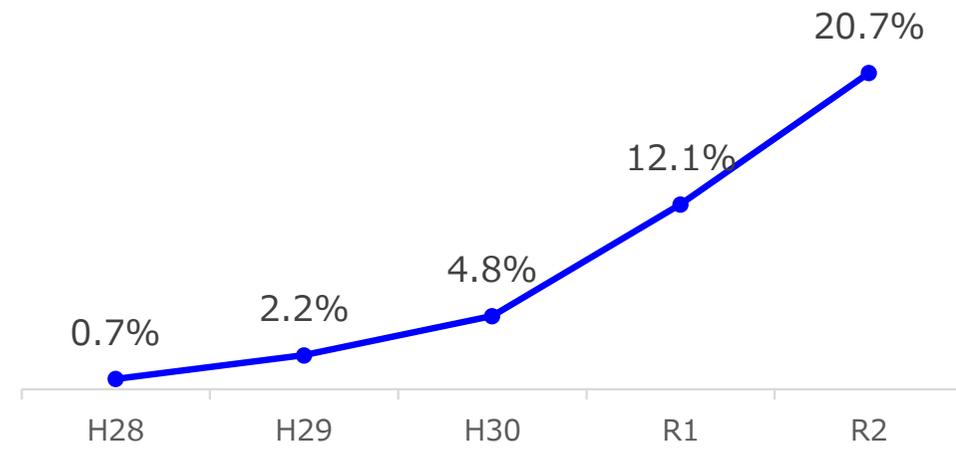
◆交付金による支援額（実績）の内訳



◆先駆的な取組（※）の新規採択件数



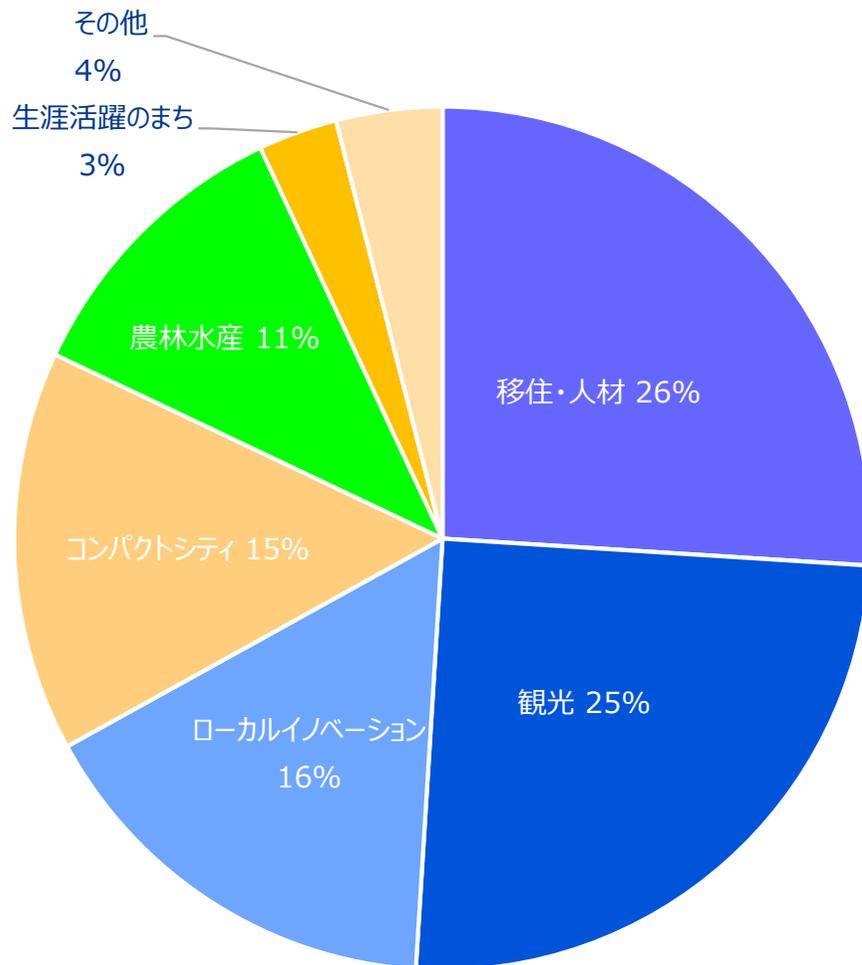
◆企業版ふるさと納税による寄附額の充当により支援期間を延長した横展開型事業の割合



地方創生に向けた支援の現状②

- 交付金によりこれまでおよそ五千件もの事例を支援してきたが、それぞれの分野における横展開を図るべき先駆的・優良事例は示されていない。
- また、支援期間後は、地方自治体が国の支援なく自立して事業を行うことを前提としているにも関わらず、約4分の1もの事業が支援期間を延長し、類似の事業への支援を継続している。

◆交付金で支援している事業内容の内訳



◆継続して支援を受けている事業の割合

【地方創生事業実施のためのガイドライン】

地方創生関係交付金は、あくまでも事業の初期段階における円滑な立ち上げ・遂行を後押しする資源（リソース）として活用されるものであり、事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となることを前提としています。

横展開型の通常の支援は3年間

- ✓ 県等が主要株主である地元鉄道の広報、イベント開催、商品開発に係る費用を平成28年度から9年間継続して支援
- ✓ 観光PRとして大都市圏へのブース出展・広告、航空機内誌での特集記事掲載等経費を平成28年度から9年間継続して支援

約1/4の事業が自走することなく支援が継続

継続事業

26%

新規事業

74%

※ 令和3年度予算により新たに措置された事業及び平成29年度～令和2年度の予算で措置された事業のうち令和3年度も継続する事業の合計2,898事業の内訳

※ 令和元年度から5年度の間採択された延べ事業数のうち、新規採択時に地方自治体が、これまでに「類似の事業について本交付金による支援を受けていた」としていた事業数の割合

地方創生に向けた支援の現状③

- 地方自治体は、交付金を充当する事業経費の内訳等を含めた実施計画書を作成しているが、対外的に公表されておらず、具体的な用途が明らかとなっていない。
 - また、効果検証の実施及び事業結果の公表による見える化が重要であるが、ソフト事業の支援に係る公表は義務化されていない。
- ※ ハード事業の支援は中間評価・事後評価の公表が義務化されている。

◆ 事業実施計画書（地方自治体が国に提出、対外非公表）

非公表

20xx年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)実施計画【新規事業】

8. 経費内訳

(1) 交付対象経費事業内訳

<20xx年度(1年目)>

交付対象事業経費		112,640千円	
交付対象事業におけるソフト事業	11,450千円	交付対象事業におけるハード事業	101,190千円
交付対象事業におけるソフト事業内訳		交付対象事業におけるハード事業内訳	
1 担い手対策 (1) 就職セミナーの開催 (2) ○○研修の開催【7,200千円】 (3) ○○の実施【2,000千円】		セミナーハウスの改修・更新【100,000千円】 オンライン設備の購入【1,190千円】	
2 生産技術底上げ (1) 技術研修の開催【700千円】 (2) 協議会の機能強化【1,690千円】 ...		ハード事業経費の必要性(ソフト事業との関係性、KPI向上に資する理由等を具体的に記載)	
		既存のセミナーハウスにオンライン設備を...	

<20xx年度(2年目)>

交付対象事業経費		11,450千円	
交付対象事業におけるソフト事業	11,450千円	交付対象事業におけるハード事業	-
交付対象事業におけるソフト事業内訳		交付対象事業におけるハード事業内訳	
1 担い手対策 (1) 就職セミナーの開催 (2) ○○研修の開催【7,200千円】 (3) ○○の実施【2,000千円】		-	
2 生産技術底上げ ...		ハード事業経費の必要性...	

<20xx年度(3年目)>

交付対象事業経費		25,000千円	
交付対象事業におけるソフト事業	12,800千円	交付対象事業におけるハード事業	12,200千円

◆ 地方創生推進交付金事業の効果検証に関する調査

(令和5年3月/内閣府地方創生推進事務局) (抜粋)

(2) 効果検証の着実な実施
効果検証の実施及び事業結果の公表は、地域住民の理解が醸成されるとともに、地方創生関係交付金事業の効果を高めるうえで重要な要因である。

◆ 地方創生整備推進交付金(※)の活用に向けた地域再生計画作成の手引き

(令和5年4月/内閣府地方創生推進事務局) (抜粋)
(※) 地方創生関係交付金のうちハード事業の支援を目的とした交付金事業

○ 認定された地域再生計画については、透明性の確保や計画作成主体の説明責任を果たすためにも、インターネット等を活用して、関係資料を公表するよう努めてください。(特に実施した中間評価・事後評価の結果については必ず公表してください。)



ハード事業の支援は中間評価・事後評価の結果の公表が義務化されている。

地方創生に向けた支援のあり方

- 交付金の本来の趣旨である、地域の「稼ぐ力」「地域の総合力」「民の知見を引き出す」観点から先導性の高い地方自治体の取組を支援していくためには、
 - ① 地方自治体が先駆的な取組に積極的に挑戦するようメリハリ付けを見直し、
 - ② 外部有識者の審査を経て選定された先駆的な取組やこれまでの優良事例を示し、その横展開を図る自治体への支援を対象を厳格化すること等により、地方創生に効果的な事業に支援を集中させ、
 - ③ 地方自治体の自立・自走化を徹底し、新たな支援に資源を振り向けていく、
 - ④ 更に、地方自治体が、交付金を活用した事業の具体的使途や、その成果を見える化することで、地方創生に向けた支援の改善・強化を図っていくべきではないか。

◆ あるべき地方創生の支援のあり方のイメージ

